

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

| | | | |
|-----------|---|------|--|
| 協 議 事 項 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い（決定方法の確認） | 関係項目 | |
| 調 整 の 内 容 | 議会議員の定数及び任期について、その提案方法も含め調査・検討し、合併協議会で決定する。 | | |

| 説 明 資 料 | | | | | |
|----------------------------|--|--|--|---|----------------|
| 区 分 | 鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況 | | | | 調整方針の 具体的内容 |
| | 鷹巣町 | 合川町 | 森吉町 | 阿仁町 | |
| 市 町 村 別 内 容 | 定 数 法定数 24人 条例定数 24人 現員数 24人 任期満了日 平成16年3月31日 | 定 数 法定数 18人 条例定数 18人 現員数 18人 任期満了日 平成16年3月30日 | 定 数 法定数 18人 条例定数 18人 現員数 18人 任期満了日 平成17年9月29日 | 定 数 法定数 14人 条例定数 14人 現員数 14人 任期満了日 平成19年10月31日 | |

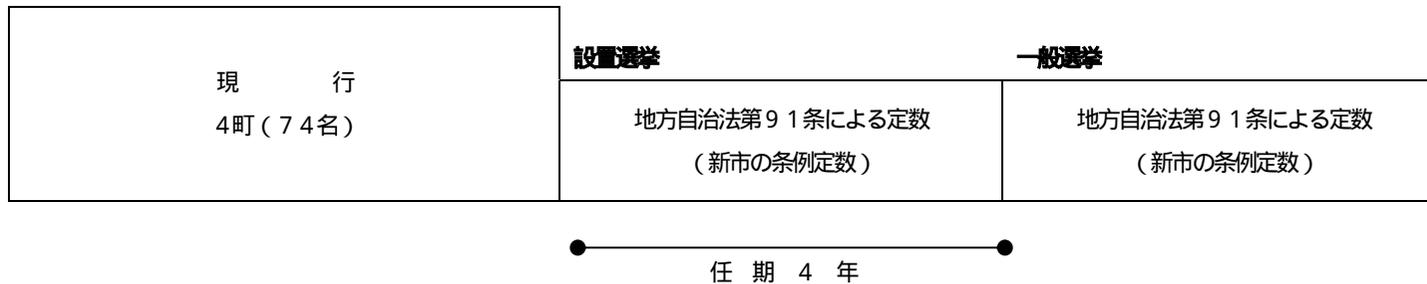
説明資料

内 容

1. 新設合併の場合の議員定数

市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際しては次のいずれかの制度を選択する必要がある。

地方自治法及び公職選挙法の原則を適用



地方自治法

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村 26人

(6)～(11) 省略

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の配置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該配置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8～10 省略

(議員の任期)

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 省略

公職選挙法

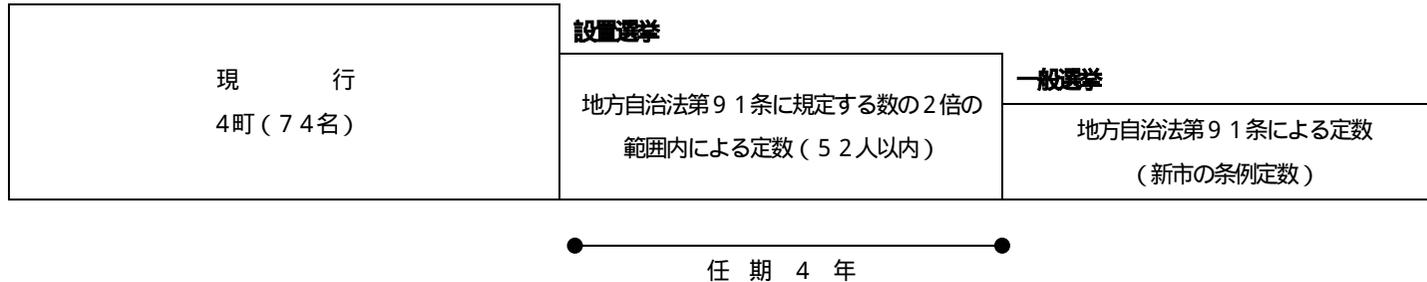
(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 1～2 省略

3 市町村の設置に因る議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

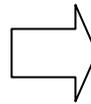
内 容

定数特例制度を適用



単位：人

| 町 名 | 鷹巣町 | 合川町 | 森吉町 | 阿仁町 | 計 |
|------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 人 口 | 21,818 | 7,983 | 7,806 | 4,443 | 42,050 |
| 条例定数 | 24 | 18 | 18 | 14 | 74 |
| 現議員数 | 24 | 18 | 18 | 14 | 74 |



新市設置選挙時

| | |
|-----------------|----------------------------------|
| 人 口 | 42,050人 |
| 法第91条に 規定する数 | 26人 |
| 設置選挙時の 議員定数 | (法に規定する数の定数の2倍以内) 26人×2=52人以内 |

人口は、平成12年国勢調査数値

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

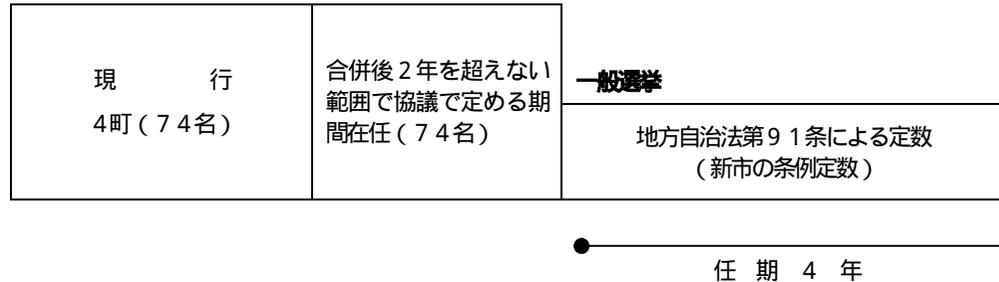
第33条 1～2 省略

3 市町村の設置に因る議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

説明資料

内 容

在任特例制度を適用



市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りではない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 省略

2~4 省略

議員の定数・在任特例を適用した場合の議員定数について**新設合併で定数特例を適用した場合の議員定数****・地方自治法第91条第2項による上限数の2倍以内の範囲で定められた数**

この定数を適用できるのは、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期相当期間ですが、それまでの間に、総辞職、解散、全員死亡により議員がすべてなくなったときは、その定数は、地方自治法第91条の規定による定数に復帰します。

地方自治法第91条の規定による定数に復帰する場合は、あくまで議員がすべてなくなったときであり、議員に欠員が生じたときに、これに応じて定数が減少するものではありません。公職選挙法第113条の補欠選挙事由に該当する場合は、補欠選挙を行わなければなりません。

在任特例を適用した場合の議員定数 新設・編入を問わない**・引き続き在任する議員の数**

この定数を適用できるのは、新設合併の場合は合併後2年を超えない範囲で合併関係市町村の協議で定める期間ですが、それまでの間に、議員に欠員が生じたり、すべてなくなったときは、これに応じて、地方自治法第91条の規定による定数まで減少することになります。

補欠選挙が行われる場合は、議員が欠けて地方自治法第91条の定数をさらに下回り、公職選挙法第113条の補欠選挙事由に該当したときであり、この特例を適用している場合には、補欠選挙事由の生じることは通常ないと考えられています。

定数や在任に関する特例措置を適用するかどうかは、合併関係市町村の協議により決定されますが、この協議は合併協議会で行われることになります。また、この協議は、合併関係市町村の議会の議決を経る必要があり、協議が成立した場合には、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければなりません。

この議決は、地方自治法第7条第5項による議決（配置分合の申請）と同日又はそれ以前に整えることが適当です。

この協議において決定された事項は、合併を決定するに当たっての条件として決定されたものであり、合併後に変更することはできません。

公職選挙法による選挙区の特例等について**選挙区の特例**

政令指定都市以外の市町村の議会の議員については、原則として選挙区を設けず、その区域を1選挙区として選挙を行うこととなりますが、公職選挙法第15条第6項に基づき、特に必要があるときは、条例で市町村内に複数の選挙区を設けることができます。「特に必要があるとき」とは、例えば、合併後の地域が広大である等の場合が考えられますが、その他各市町村の実情に応じて判断するものとされています（昭和22年11月29日行政実例）。選挙区の設置にあたっては、同法第15条第7項に基づき、行政区画、衆議院小選挙区選出議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的な選挙区を設けることとなります。新設合併の場合、選挙区の設置条例は合併市町村の長の職務執行者が専決処分できます。（昭和27年4月1日行政実例）

公職選挙法第15条

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。（以下省略）
- 7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

各選挙区における議員の定数の特例

市町村内に選挙区を設ける場合、各選挙区において選挙すべき議員数は、公職選挙法第15条第8項に基づき、原則は、人口に比例して条例で定めることとなりますが、特別な事情がある場合には、同項ただし書きを適用し、各選挙区で選挙すべき議員の数を完全な人口比例ではなく、「おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定める」ことができます。

また、市町村の配置分合又は境界変更があった場合は、公職選挙法施行令第9条に基づき、その関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき議員数は、人口に比例しないで定めることができます。ただし、同条を適用し、人口に比例しないで選挙区の定数を定めることができる期間、それぞれ次のとおりと考えられていますので（昭和29年2月17日、昭和29年3月30日、昭和30年2月16日行政実例）、注意が必要です。ちなみに、公職選挙法第15条第8項ただし書きの適用については、特に期間の制限はありません。

公職選挙法施行令第9条（人口に比例しない議員の定数）

- 1 市町村の配置分合又は境界変更があった場合において、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

説明資料

内 容

公職選挙法施行令第9条の適用期間（昭和29年2月19日行政実例）

| 合併方式 | 議員特例の有無等 | 適用できる期間 | 注意すべき点 |
|------|----------------------|--------------------|-------------------------|
| 新設合併 | 設置選挙を行う場合（定数特例の場合含む） | 設置選挙から次の一般選挙の前まで | 設置選挙の次の一般選挙からは適用されない |
| | 在任特例を適用する場合 | 合併後最初に行われる一般選挙の前まで | 合併後最初に行われる一般選挙からは適用されない |

| 説明資料 | | | | |
|--|---|-----------------|--|-----------------------|
| 内 容 | | | | |
| 取扱い方法 | 内 容 | 先進事例（新設合併の場合） | | |
| | | 合併市町村 | 合併関係市町村 | 合併の期日 |
| 地方自治法第91条の規定による方法 （合併特例法による特例の適用なし） | 選 挙：合併後50日以内 定 数：条例で定める数 任 期：4年 補欠選挙の有無：有 選 挙 区：設けることができる | 飛騨市（岐阜県） | 古川町、河合村、宮川村、神岡町 | H16.2.1 |
| | | 京丹後市（京都府） | 峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町 | H16.4.1 （予定） |
| | | 丹波市（兵庫県） | 柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町 | H16.11.1 （予定） |
| 合併特例法第6条の規定による方法 （定数に関する特例） | 選 挙：合併後50日以内 定 数：法定定数の2倍以内 （合併後、最初の選挙に限る） 任 期：4年 補欠選挙の有無：有 選 挙 区：設けることができる | 佐渡市（新潟県） | 両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村 | H16.3.1 |
| | | 郡上市（岐阜県） | 八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村 | H16.3.1 |
| | | 三次市（広島県） | 三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町、甲奴町 | H16.4.1 |
| 合併特例法第7条の規定による特例 （在任に関する特例） | 選 挙：無 定 数：現行議員数 任 期：合併後2年以内 補欠選挙の有無：無 | 北上市（岩手県） | 北上市、和賀町、江釣子村 | H3.4.1 |
| | | ひたちなか市 （茨城県） | 勝田市、那珂湊市 | H6.11.1 |
| | | あきる野市（東京都） | 秋川市、五日市町 | H7.9.1 |
| | | 篠山市（兵庫県） | 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 | H11.4.1 |
| | | 西東京市（東京都） | 田無市、保谷市 | H13.1.21 （次ページに続く） |

| 説明資料 | | | | |
|--------------------------------|--|-----------------|-------------------------|----------|
| 内 容 | | | | |
| 取扱い方法 | 内 容 | 先進事例（新設合併の場合） | | |
| | | 合併市町村 | 合併関係市町村 | 合併の期日 |
| 合併特例法第7条の規定による特例 （在任に関する特例） | 選 挙：無 定 数：現行議員数 任 期：合併後2年以内 補欠選挙の有無：無 | さいたま市(埼玉県) | 浦和市、大宮市、与野市 | H13.5.1 |
| | | さぬき市(香川県) | 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 | H14.4.1 |
| | | 久米島町(沖縄県) | 仲里村、具志川村 | H14.4.1 |
| | | 南部町(山梨県) | 南部町、富沢町 | H15.3.1 |
| | | 加美町(宮城県) | 中新田町、小野田町、宮崎町 | H15.4.1 |
| | | 神流町(群馬県) | 万場町、中里村 | H15.4.1 |
| | | 南アルプス市 (山梨県) | 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛研町、甲西町 | H15.4.1 |
| | | 山県市(岐阜県) | 高富町、伊自良村、美山町 | H15.4.1 |
| | | 静岡市(静岡県) | 静岡市、清水市 | H15.4.1 |
| | | 大崎上島町(広島県) | 大崎町、東野町、木江町 | H15.4.1 |
| | | 東かがわ市(香川県) | 引田町、白鳥町、大内町 | H15.4.1 |
| | | 宗像市(福岡県) | 宗像市、玄海町 | H15.4.1 |
| | | あさぎり町(熊本県) | 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村 | H15.4.1 |
| | | 周南市(山口県) | 徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町 | H15.4.21 |
| | | 瑞穂市(岐阜県) | 穂積町、巣南町 | H15.5.1 |
| | | いなべ市(三重県) | 北勢町、員弁町、大安町、藤原町 | H15.12.1 |
| 対馬市(長崎県) | 巖原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町 | H16.3.1 | | |

説明資料

内 容

| 協議会名 ()内は新市名称 | 調整内容 | | 合併の方式 | 合併の期日 |
|---------------------------|---|------|-------|---------------|
| 仁賀保・金浦・象潟町合併協議会 (にかほ市) | 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、引き続き新市の議会議員として在任する。 在任の期間及び議員定数については継続協議とする。 | 継続協議 | 新設 | 16年3月を目標 |
| 本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市) | 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 新市の議会議員の定数は、30人とする。 | 継続協議 | 新設 | 17年3月を目標 |
| 千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町) | 新町の議会の議員の定数は22人とする。 議会の議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年9月30日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。 | 確認 | 新設 | 16年11月1日 |
| 大曲仙北合併協議会 (大仙市) | 地方自治法第91条第7項の規定に基づく新市の議会の議員の定数について ・法定上限の30人とする。 市町村の合併に関する法律第6条及び第7条の規定に基づく定数及び任期の特例に関する取扱いについて ・在任特例を1年以内の期間で適用する。 | 確認 | 新設 | 17年3月22日 |
| 田沢湖・角館・西木合併協議会 | 協議会委員による小委員会を設置。小委員会で話し合い、その内容を協議会へ提案。 | 継続協議 | 新設 | 17年3月末日以前を目標 |
| 湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市) | 新市の議会議員の定数は30人とする。 4市町村の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年9月30日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 | 継続協議 | 新設 | 17年3月31日以内を目標 |
| 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 | 議会議員の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定する。 | 継続協議 | 新設 | 17年3月31日以内を目標 |

秋田県内の合併協議会の事例

説明資料

内 容

| 協議会名 ()内は新市名称 | 調整内容 | 合併の方式 | 合併の期日 |
|--|---|-------------|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">秋田県内の合併協議会の事例</p> <p>秋田市・河辺町・雄勝町合併協議会 (秋田市)</p> | <p>河辺町および雄勝町の議会議員は、合併時に失職する。</p> <p>合併後に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第5項の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例(平成13年秋田市条例第39号)を改正し、議会議員の定数を46人とする。</p> <p>さらに、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第8条第1項の規定により合併前の秋田市、河辺町および雄勝町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、同令第9条第1項の規定によりこれらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域を区域とする選挙区42人、合併前の河辺町の区域を区域とする選挙区2人、合併前の雄勝町の区域を区域とする選挙区2人とし、合併前の河辺町および雄勝町の区域を区域とする選挙区において増員選挙を行う。</p> <p>前項の増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第260条第2項の規定により、合併前の秋田市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとする。</p> | <p>確 認</p> | <p>編入</p> <p>17年1月11日</p> |
| <p>横手平鹿合併協議会</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>新設</p> <p>17年3月19日</p> |
| <p>五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会</p> | <p>議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会規約第11条第1項に規定する小委員会を合併協議会の中に設置し、調査及び審議等を行い、合併協議会に諮るものとする。</p> | <p>継続協議</p> | <p>新設</p> <p>17年3月31日以内を目標 (継続協議)</p> |